

令和5年度 一般入学者選抜募集要項

鹿児島県立古仁屋高等学校

1 設置学科及び募集定員

全日制 普通科 80人

2 出願資格

出願資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に該当する者

3 出願期間

令和5年2月7日（火）から2月13日（月）正午（必着）まで

※ 郵送の場合も、この期間内に必着すること。

4 出願先

鹿児島県立古仁屋高等学校

〒894-1508

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋399番地1

電話番号 0997-72-0034

FAX番号 0997-72-0057

5 出願手続及び留意事項

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、在学している中学校等又は卒業した中学校等の校長（以下「出身中学校長」という。）を経て、本校校長に**入学願書**（本校所定の様式）を提出する。同時に他校への出願はできない。

イ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上記の入学志願者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、本校校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

ウ 入学志願者に対しては、原則として出身中学校長を経て、**学力検査受検票**（以下「受検票」という。）を交付する。

(2) 出身中学校長は、出願期間内に、次の書類を本校校長に提出する。

ア **入学願書**（本校所定の様式）

(ア) **入学検定料**（入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。）

※ 東日本大震災又は熊本地震の被災地域の者は免除する。

(イ) **顔写真**（縦4cm×横3cmを、受検票の写真貼付欄に貼付する。写真の裏面に入学志願者の氏名と出身中学校名を記入しておく。）

イ **一般入学者選抜出願者総括表**（様式2-1）

ウ **調査書**（様式4-1又は4-2）

エ **成績一覧表**（様式5-1及び5-2）

※ 在学している中学校等又は卒業した中学校等が県外の入学志願者（以下「県外からの入学志願者」という。）及び過年度卒業の入学志願者については、提出を省略することができる。

(3) 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出ること。

(4) 受検票を郵送希望の場合は、返信用の定形封筒（長形3号の封筒に書留料金と郵送料金を合わせた分の切手を貼り、郵便番号、宛名を明記する。）を添付すること。

(5) 県外からの入学志願者は、(2)に定めるもののほか、**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式19）を出願時に提出しなければならない。ただし、様式19に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

6 出願変更期間

令和5年2月15日（水）から2月21日（火）正午（必着）まで

※ 郵送の場合も、この期間内に必着すること。

7 出願変更手続及び留意事項

出願後に、出願変更を希望する入学志願者は、出身中学校長及び本校校長の承認を得て、出願変更をすることができる。出願変更の方法等については、「令和5年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「入学者選抜実施要綱」という。）に従うこと。

8 選抜の方法

選抜は、調査書の「学習の記録」の換算点と国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について行う学力検査の成績との相関、調査書の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、生徒から提出があった場合は、自己申告書、面接の結果などを総合的に勘案して実施する。

9 実施場所・期日及び注意事項

(1) 検査場 鹿児島県立古仁屋高等学校

(2) 期日・日程 令和5年3月2日(木) 9:20 集合
10:00~10:50 (50分間) 国語
11:10~12:00 (50分間) 理科
13:00~13:50 (50分間) 英語
(聞き取りテスト12分間程度を含む。)

3月3日(金) 9:20 集合
9:40~10:30 (50分間) 社会
10:50~11:40 (50分間) 数学
13:00~ 面接

(3) 注意事項

ア 検査当日は、午前9時20分までに集合すること。

イ 第2日目の学力検査終了後、面接を行う。

ウ 学力検査第1日目、2日目とも上履き、昼食を持参すること。

エ 受検者が検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス

※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、

検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。

オ 携帯電話等(ウェアラブル端末を含む。)の検査場への持込みは禁止する。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。

10 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について

(1) 健康状態確認票(様式21)に必要事項を記入し、検査当日に持参すること。

(2) 検査場内では、原則としてマスクを着用すること(予備のマスクも準備すること)。

また、面接時も同様とする。なお、事情により着用が困難な場合は事前に出身中学校長を経て、本校校長に届け出て指示を受けること。

(3) 検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること(漢字、英文字、地図等がプリントされている服(マスクを含む)等は着用しないこと)。

(4) 無症状の濃厚接触者については、以下の全ての要件を満たす場合に受検を認める。

ア 検査当日も無症状であること。

イ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に来ること。

ただし、タクシーは一定の条件のもと利用可能とする。

ウ 終日、別室で受検すること。

11 合格者の発表等

(1) 合格者発表 令和5年3月15日(水)

午前11時以後、本校ホームページにおいて受検番号で合格者を発表する。
(電話による合否の問合せには応じない。)

(2) 合格者説明会 令和5年3月15日(水)

午後2時より保護者同伴で、本校体育館にて行う。

12 追加の選抜（一般入学者選抜出願者のための新型コロナウイルス感染症対応）

追加の選抜は一般入学者選抜（学力検査）を新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより受検できなかった場合、志願者の申出により実施するものとする。

(1) 受検資格等

一般入学者選抜において本校を最終出願し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 新型コロナウイルス感染症の感染により受検できなかった者

イ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、かつ、発熱や風邪の症状があることにより受検できなかった者

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くことが困難であることにより受検できなかった者

(2) 受検資格確認方法

ア 出身中学校長は、本人等の申出により、受検資格を確認するものとする。

イ アの申出によるほか、出身中学校長は、「診断書」等医師の判断を示すことを証明できる書類を確認するものとする。

ウ イによる確認ができない場合は、出身中学校長は追加の選抜に係る理由書（様式23-2）を提出させることで確認するものとする。

(3) 受検申出期間

令和5年2月22日（水）から3月3日（金）正午（必着）まで

※ 郵送の場合も、この期間内に必着すること。

(4) 申出先

4と同じ。

(5) 手続及び提出書類

入学志願者から追加の選抜の受検の申出を受けた出身中学校長は、その旨を受検申出期間内に本校校長に申し出るものとする。申出の後、追加の選抜を受検する志願者は、次のア、イを出身中学校長を経て、本校校長に提出するものとする。

ア 追加の選抜受検申出書（様式22-2）

イ 「診断書」等医師の判断を示すことを証明できる書類又は追加の選抜に係る理由書（様式23-2）

ウ 追加の選抜の受検の申出があった場合、ア、イの書類及び既に受領している一般入学者選抜（学力検査）出願書類により受付を行う。

(6) 選抜の方法

調査書の記録、追加の選抜における学力検査、面接及び本校で実施する作文などの結果を総合的に勘案して実施する。

(7) 学力検査等

ア 検査場 鹿児島県立古仁屋高等学校

イ 期日・日程	令和5年3月13日（月）	9：20	集合
		10：00～10：20	(20分間) 国語
		10：30～10：50	(20分間) 理科
		11：00～11：20	(20分間) 英語
			(聞き取りテストを含まない。)
		11：30～11：50	(20分間) 社会
		12：00～12：20	(20分間) 数学
		13：20～	面接、作文

(8) 注意事項

9の(3)と同じ。

(9) 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について

10と同じ。

(10) 合格者の発表等

11と同じ。

13 調査書等の書類による選考

新型コロナウイルス感染症の影響で3月13日の「追加の選抜」を受検できない入学志願者については、以下の方法で調査書等の書類による選考を可能とする。

【手続及び提出書類】

入学志願者から「調査書等の書類による選考」の申出を受けた出身中学校長は、直ちに次の書類を本校校長に提出するものとする。

ア 追加の選抜に係る申出書（様式24-1）

イ 「診断書」等医師の判断を示すことを証明できる書類又は追加の選抜に係る理由書（様式24-2）

ウ 追加の選抜に係る参考資料（様式24-3）

14 備考

- (1) 上記のほか，不明な点があるときは，直接本校に問い合わせること。
- (2) 諸受付は，締切日を除き，平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。